論 点 整 理 (受信側の課題に関する検討 I)

この資料は、第33回会合(平成19年12月)及び第34回会合(平成20年1月)に おける各委員のご意見のうち、

- •「経済弱者対策」
- 「衛星セーフティネットの受信側の課題」
- •「簡易なチューナーを実現するための環境整備」
- に関するご意見を、事務局において整理したものである。

情報通信審議会第4次中間答申(H19.8)

~経済弱者支援に関する提言部分抜粋~

3. 提言

(2) 受信機器購入に対する支援

デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。 一方で、明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかか わらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯が生じることも想定される。地上テレビ ジョン放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑みれば、これらの世帯において も、デジタル化された後も引き続き地上テレビジョン放送を視聴できるよう、何らかの 支援が検討されるべきと考える。

海外においては、例えば、アメリカでは全ての地上波受信世帯に対してチューナー購入を補助する40ドルクーポンを1世帯につき2枚まで配布するプログラムが予定されている。また、イギリスでは75歳以上の高齢者、障害者を対象とした支援方針が決定されている。

ただし、このような支援を検討するにしても、受信機器の購入が視聴者の自己負担であるという原則を変えるものではなく、国民がデジタル放送対応に躊躇することにつながらないよう、その政策目的を明確にし、支援の具体策を早期に明らかにすることが必要である。また、自己の負担によりデジタル対応を行う国民との著しい不公平が生じないよう、支援の対象者や支援の範囲について厳密に限定する等、慎重な対応が望まれる。審議会としては、以下の点を基本的考え方としつつ、支援の具体策について、国は、平成20年夏までに検討して公表するよう提言する。

- ① 支援を行う対象者は、経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限 定すべきこと
- ② その支援対象は、現在アナログ放送を受信している人が平成23 (2011)年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定すべきこと

また、審議会の議論の過程で、地方公共団体の専門委員から、支援を行う際に地方公 共団体の負担が生じることについて懸念が表明されており、具体策の検討にあたっては この点に配意して行われることが望まれる。

経済弱者支援では、誰を対象にすべきか

- 「経済弱者」の範囲については、例えば「生活保護世帯」、「NHKの受信料免除世帯」等があり得ると考えるが、その範囲を誰がどのように決めるべきか。
- 生活保護受給者・障害者などを対象とすべき。
- 〇 明確な対象基準が望ましい。「生活保護世帯」、「高齢世帯」、「障害者世帯」等ある と思うが、この基準を明確にすべき。不正請求防止にも留意すべき。
- 経済的弱者の範囲は現場の声などを参考に慎重に検討を進めるべき。
- 〇 「経済弱者」だけではなく「技術弱者」への対応が必要ではないか。
- 〇 「経済弱者」と技術的な弱者の視点は分けたほうが良い。「経済弱者」(貧困の世帯) をどのように定義し、どのような支援をするかとは別に、例えば障害者に対して、設定 とか設置に関しての何らかのサービスがあるべき。
- 〇 「経済弱者」と技術的な弱者を明確に切り分けるべきであり、あくまでも経済弱者に対しての支援ということに絞るべき。
- 〇 (全部の高齢者・障害者に対して行うことが無理であれば)低所得の高齢者・障害者に は、買う前の段階からのサービスを提供すべき。

経済弱者支援では、どのような種類のものを配付 すべきか

- 現物又はクーポンに限定すべき。現金の支給は、本来の目的の用途外に消費される懸念があり、適切な方法ではないと考える。
- 配付物は、現物が良いのかクーポンが良いのかは悩ましい。
- ふるさと創生(地方自治体が1億円で施策を実施)の経験からして、クーポン等の配付 が良いと考えるが、配布等の周知広報が必要であろう。
- 〇 「クーポンを配付したからよし」と考えるべきではない。家に着いた郵便物が、それが 何かと引きかえられるものなのかとか、それがないととても困るものだという区別がつ かない方達はたくさんいる。
- 〇 現実的には現金配付ということではなく、クーポン等の配付になると思うが、その場合、 自治体を含め、福祉関係のセクションとの連携が必要になるので、その点からの検討が 必要(論点4で再掲)。

経済弱者支援では、どの程度の支援をすべきか

【これまでの当委員会における意見】

- 〇 支援策としては、デジタルチューナーやアンテナ設置などの支援になると思う。
- 〇 チューナーだけではなくアンテナなどの対応も必要になってくることも考えられる。
- 〇 現物の場合には、アナログテレビで地上デジタルテレビを視聴可能とする機器類(ケーブルテレビでは簡易STB等、直接受信の場合のアンテナ、チューナー等機類)。クーポン等の場合には、ケーブルテレビ経由での簡易STB(地上デジタル放送・BSデジタル放送が視聴可能)については1万円を上限とする。
- 〇 何を支援するのか。一家に複数ある場合はどうするのか、アンテナ、ケーブル工事費、 設置などはどの機関でどのように実施する予定なのか、そこで発生する経費はどこで負担するのか。このような観点からも詳細なものが必要ではないか。
- 〇 「経済的弱者」という集合と「技術的弱者」という集合が重なった部分については、屋根に上がってアンテナをつけて落ちてけがをしたというようなことがないように、技術的なサポートも必要ではないか。
- 〇 共聴施設を利用している経済弱者への支援をどうするかの検討も必要ではないか。

論点3の 補足論点 既にデジタル受信機等を保有している「経済弱者」については、どのように考えるべきか。

経済弱者支援では、どのような配付方法が良いか。

- 〇 アメリカでは、「配付するのではなくて手を挙げてもらう」というやり方である。アメリカの事例を調査しておくべき。
- 〇 対象者の中の希望者に対し、クーポンを各市町村窓口を通じて配付することが適切と考える。
- 現実的には現金配付ということではなく、クーポン等の配付になると思うが、その場合、 自治体を含め、福祉関係のセクションとの連携が必要になるので、その点からの検討が 必要(論点2の再掲)。

情報通信審議会第4次中間答申(H19.8) ~衛星セーフティネットに関する提言部分抜粋~

3. 提言

(2) 衛星によるセーフティネット

(中略) しかしながら、これらの取組にもかかわらず、平成23(2011) 年時点においてデジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられないと考えられる。このような地域で、難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として、衛星を使って全国をカバーするセーフティネットの措置を講ずることについて、早急に検討をすすめるべきである。

その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成22(2010)年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成23(2011)年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、原則として全国一律の放送を衛星により送り届けるセーフティネットは、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものと位置付けるべきである。

国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策を国において検討することが必要である。また、衛星を利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮される必要がある。

衛星セーフティネットの対象世帯として、「アナログ放送の難視世帯」も対象とすべきか

【これまでの当委員会における意見】

- セーフティネットの対象はアナログ難視も含めるべき。
- 国民全てが等しく基幹放送である地上放送を視聴できるようにすべきであり、地上放送を視聴できない地域については、衛星セーフティネットの実施は暫定措置として止むを得ない。
- セーフティネットの対象世帯は、地形で電波が届かない地区やデジタル波の特性により新たに難視聴等になる地区等のいわゆる「デジタル難視」と辺地共聴施設で受信点移設が困難な施設が対象。現在、アナログ放送で見えているのに、デジタル放送に移行すると見えなくなるという世帯を対象とすることを一番の前提としている(したがって、「アナログ難視」を対象とすべきではない)。

論点5の 補足論点 仮に「アナログ放送の難視世帯」も対象とする場合、セーフティネット終了時までに当該世帯に地上デジタル放送を届けることはできないと想定されるが、どうするのか

衛星セーフティネットの対象となる世帯への支援 は必要か。

【これまでの当委員会における意見】

- 〇 暫定的、緊急避難的な措置であるにもかかわらず、アンテナやチューナーを「自己負担 」とするのはおかしいのではないか。
- セーフティネットの費用負担については、地方自治体にも住民にも負担は求めるべきではない(論点8の再掲)。
- セーフティネットについては、本来は必要のない施設や経費であれば、そのような負担 は当事者に求めないで欲しい(論点8の再掲)
- セーフティネット対象世帯が負担すべき費用は、普通の世帯が地デジ対応するために必要な費用であるべきであり、当該世帯がセーフティネット終了後に地上波で地デジを見るときに使えるものに対する費用であるべき(それを超える費用まで負担させるべきではない)(論点7の再掲)。
- 原則として、一般国民の場合には個人負担であることから、基本的な考え方としては、 セーフティネット対象世帯への支援の必要性はないと考える。ただし、セーフティネット対象世帯のうち経済弱者に対しては支援を検討すべき。

論点6の 補足論点 仮に「アナログ放送の難視世帯」を衛星セーフティネットの対象にする場合に、「アナログ放送の難視世帯」に対しても、支援は必要か

仮に、衛星セーフティネットの対象世帯に対して支援を行う場合にはどのような支援内容が適切か

- セーフティネット対象世帯が負担すべき費用は、普通の世帯が地デジ対応するために必要な費用であるべきであり、当該世帯がセーフティネット終了後に地上波で地デジを見るときに使えるものに対する費用であるべき(それを超える費用まで負担させるべきではない)(論点6の再掲)。
- セーフティネットは5年程度の期間限定された緊急措置であることなどから、地上系のネットワークでは必要とされていない機器購入や受信料などの負担を視聴者に求めるべきではない(論点8の再掲)。

衛星セーフティネットの対象世帯に利用料を負担 して頂くことは妥当か

【これまでの当委員会における意見】

- 視聴者にセーフティネットの利用料を負担させるべきではない。
- セーフティネットの費用は、地方自治体にも住民にも負担は求めるべきではない(論点 6の再掲)。
- セーフティネットについては、本来は必要のない施設や経費であれば、そのような負担 は当事者に求めないで欲しい(論点6の再掲)。
- セーフティネットは5年程度の期間限定された緊急措置であることなどから、地上系のネットワークでは必要とされていない機器購入や受信料などの負担を視聴者に求めるべきではない(論点7の再掲)。
- 設備の維持・管理等の費用の一部に充当する応分のセーフティネット利用料を求めることは、国民負担の公平の考え方から妥当と考える。ただし、当該地域における経済弱者に対しては支援を検討すべき。
- 視聴者に費用を求めるのであれば、対象地域・世帯を厳密に限定せずに、なるべく多くの世帯で「割り勘」にすれば、各世帯の負担を軽減できるのではないか。

論点8の 補足論点 仮に利用料負担を求めない場合には、維持管理費を負担している辺地共聴施設の利用者とのバランスをどう考えるべきか

情報通信審議会第4次中間答申(H19.8)

~簡易なチューナーに関する提言部分抜粋~

- 3. 提言
- (1) 受信機の普及等
- ② 簡易なチューナー等

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及してい るアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易な チューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である。このため、 このような簡易なチューナー等に必要な仕様の策定等製造を容易にするための取組等を通じた 製造段階のコストの削減と、流通段階のコストの削減の双方が可能となるような環境整備が行 われることが必要である。諸外国における受信チューナー等の価格を見ると、機能等の面で異 なるため単純な比較はできないものの、例えば、フランスでは約40ユーロ、英国では約30 ポンド、米国では約60ドルで発売されている例が見られる。我が国においても、例えば、上 記のような簡易なチューナー等に必要な機能がどのようなものであるかを関係者が検討するこ と等を通じて、2年以内に5,000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手でき るような環境を整えるようにすることが望まれる。ただし、この場合においても、前述のとお り、個々の受信機に搭載する機能の選択については商品企画の自由度を阻害することのないよ う十分留意して行われる必要がある。また、このような簡易なチューナー等そのものの消費電 力の低減など、環境への負荷の軽減に向けた取組が合わせて行われることが必要である。この ような取組を行うことにより、デジタル対応に伴う視聴者の選択肢の拡大と負担の軽減や、ア ナログテレビの排出の抑制による環境への負荷の軽減につながると考えられる。また、その際 には、視聴者がデジタル対応するにあたっては、現在のアナログテレビにチューナー等を購入 するだけで十分でない場合があることについて、視聴者に誤解が生じないようにすることに留 意が必要である。具体的には、チューナー等の既存の受信機器への接続や、アンテナの交換や 調整等のため、更に費用が必要となる場合があること等について、視聴者が十分に理解いただ けるような周知のための取組が合わせて行われることが必要である。

11

「簡易なチューナー」の流通を実現するための環 境整備に関して、特に留意すべき点は何か

- 〇 「簡易なチューナー」の流通を実現して、多様な方々の選択肢を増やすことは賛成だが、 この簡易チューナーの使い勝手や利用範囲は制限があるはずだと思うので、その点を正 確に周知広報する必要がある。
- 「簡易なチューナー」は必ず必要だと思うが、デジタル受信機の普及もさせたいという ことも当然あると思うので、地デジ対応テレビを買うとチューナーが1個おまけでつい てくるというような方法はないか。
- 〇 不満と混乱を最小限にするためには、言いにくいことも含めて、すべての情報をできるだけ出し、選択肢をすべて洗いざらい教えることが重要である。